

工事請負契約に係る予定価格事前公表取扱要綱

(平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第 20 号。以下「規程」という。）第 12 条第 4 項の規定に基づき、工事の請負契約の予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象となる契約)

第 2 条 予定価格の事前公表の対象は、当分の間、次に掲げる競争入札により締結する工事の請負契約とする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）の規定の適用を受ける工事
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定により制限付き一般競争入札に付する工事
 - (3) 仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程（平成 18 年仙台市病院規程第 21 号。以下「審査委員会規程」という。）第 2 条第 10 号及び第 12 号の規定により、審査委員会規程第 1 条に掲げる契約事務委員会が審議する指名競争入札に付する工事のうち、同委員会が選定した工事
- 2 前項の規定にかかわらず、事前公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、あらかじめ契約事務委員会の審議のうえ、事前公表を行わないことができる。

(公表内容)

第 3 条 事前公表の内容は、消費税及び地方消費税相当額を控除した予定価格である予定価格調書記載の入札比較価格とする。

(事前公表)

第 4 条 事前公表は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるときに行うものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る工事 規程第 5 条に規定する公告を行うとき
- (2) 第 2 条第 1 項第 3 号に係る工事 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を行うとき

(入札の辞退)

第 5 条 事前公表を行った場合において、入札参加予定者が予定価格の制限の範囲内の価格で入札に応じられない旨を表明したときは、入札前に辞退届を提出させるものとする。この場合、辞退したことをもって、不利益な取扱いはいしないものとする。

(入札の回数)

第 6 条 予定価格の事前公表の対象工事の入札回数は 1 回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 8 月 14 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 15 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の工事請負契約に係る予定価格事前公表取扱要綱の規定は、平成 19 年 8 月 17 日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の工事請負契約に係る予定価格事前公表取扱要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に発注の手続を行う工事について適用し、同日前に発注の手続に着手した工事については、なお従前の例による。